

株式会社 佐世保玉屋<一般事業主行動計画>

従業員が仕事と家庭の両立させることができ、全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

1、計画期間 平成30年9月1日から平成33年2月28日までの2年6か月間

2、内 容

(目標1) 計画期間内に従業員の年次有給休暇の取得日数を一人平均4日以上とする

対策

平成30年 9月～ 管理監督者への意識向上のため周知を行う。

平成30年10月～ 一般社員への周知を行う。

(目標2) 育児休業後の復帰率100%を継続する。

対策

平成30年11月～ 制度に関するチラシ等で周知を行う

以 上

公表日

平成30年9月10日